

P11「協力金支給額フローチャート」【1】の場合

支給額は1日当たり4万円です。

40,000	円	×	休業要請等協力日数 日 <small>※様式1-1に記載の日数</small>	=	当該店舗の支給額 円
--------	---	---	---	---	---------------

上記内容で申請します。

P11「協力金支給額フローチャート」【2】の場合（売上高方式）

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

令和2年又は令和元年の「8月+9月」の売上高計 ① 円	÷	61	日	=	令和2年又は令和元年の「8月+9月」の1日当たり売上単価 ② 円	※ p11「協力金支給額フローチャート」の①～③にあてはめてください。	
②で算出された売上単価	×	0.4	=	千円未満切上げ前の支給単価 ③ 円	千円未満切上	1日当たり支給単価 ④ 円	※最大10万円
1日当たり支給単価 ④ 円	×	休業要請等協力日数 ⑤ 日 <small>※様式1-1に記載の日数</small>	=	当該店舗の支給額 ⑥ 円			

上記内容で申請します。

P11「協力金支給額フローチャート」【3】の場合（売上高減少額方式）

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

令和2年又は令和元年の「8月+9月」の売上高計 ① 円	-	令和3年「8月+9月」の売上高計 ② 円	=	令和3年「8月+9月」の売上高減少額 ③ 円			
令和3年「8月+9月」の売上高減少額 ③ 円	÷	61	日	=	1日当たり売上高減少単価 ④ 円	※ p11「協力金支給額フローチャート」の飲食部門における1日当たりの売上高減少額が25万円を超えるか確認してください。	
④で算出された売上高減少単価	×	0.4	=	千円未満切上げ前の支給単価 ⑤ 円	千円未満切上	1日当たり支給単価 ⑥ 円	※最大20万円
1日当たり支給単価 ⑥ 円	×	休業要請等協力日数 ⑦ 日 <small>※様式1-1に記載の日数</small>	=	当該店舗の支給額 ⑧ 円			

上記内容で申請します。